北海道農業士認定要領

（昭和５０年　2月１８日付け農改第　１３５号 北海道農政部長通知）［制　　定］
（昭和５４年　4月２３日付け農改第　３１９号 北海道農政部長通知）［一部改正］
（昭和６２年　3月　４日付け農改第２２９９号 北海道農政部長通知）［一部改正］
（平成　８年１０月３０日付け農改第１５６４号 北海道農政部長通知）［全部改正］
（平成　９年１２月　３日付け農改第１２７２号 北海道農政部長通知）［一部改正］
（平成１３年１０月２４日付け農改第１１３１号 北海道農政部長通知）［一部改正］
（平成１８年　3月２９日付け経営第１３９４号 北海道農政部長通知）［一部改正］
（平成２４年　3月３０日付け経営第１４０７号 北海道農政部長通知）［一部改正］
（平成２８年　6月１６日付け経営第　５１７号 北海道農政部長通知）［一部改正］
（平成２９年　1月１２日付け経営第１５０７号 北海道農政部長通知）［一部改正］
（平成３０年　3月２６日付け経営第１７６６号 北海道農政部長通知）［一部改正］

第１　趣　　旨

本道農業の発展と地域社会の活性化を図る上で、高度な生産技術や経営・生活管理能力等を備えた意欲あふれる担い手を広範に確保・育成することが重要である。

そのためには、魅力ある農業・農村づくりを基本としながら、優れた農業者が次代の農業の担い手となる者に対し、実践的な研修を通じて農業経営や農村生活についての知識や技術を習得させることが必要である。

このような観点から、地域農業の担い手として優れた能力を有し、農業の担い手になろうとする者への助言や、農業経営の改善、地域農業の振興等に積極的に参加協力を行う意欲旺盛な農業者を「北海道農業士」（以下「農業士」という。）として認定しその活動を助長するものとする。

第２　農業士の役割

農業士の役割は、次のとおりとする。

１　新規就農者や女性農業者、青年農業者等に対する助言
２　農業経営の改善や地域農業の振興、農村生活の向上に関する協力
３　地域リーダーを目指した資質の向上や地域活動への意欲的な取組

第３　認定要件

農業士の認定は、道（振興局、農業改良普及センターを含む）や市町村、農協などの関係機関団体等や農業者自らが企画する研修会に積極的に参画するなど資質向上への意欲が高く、道内で現に農業に５年以上従事している原則３０歳以上の者で、経営改善に積極的に取り組むとともに、経営改善や青少年活動等、地域活動に率先して参加活動している者（農地所有適格法人の構成員又は構成員の家族を含む。）に対して行うものとする。

第４　認定手続

１　知事は、市町村長に対し、第３の認定要件に該当すると認められる者について、推薦を依頼する。

２　市町村長は、１の該当者の氏名を農業改良普及センター管内の農業士会又は指導農業士・農業士会に通知するものとする。

３　市町村長は、１の該当者について、北海道農業士認定候補推薦書（別記第１号様式）に北海道農業士認定候補概要書（別に農業経営課長が定める様式）及び北海道農業士認定候補に関する意見書（別記第２号様式）を添付して知事に提出するものとする。

第５　審　　査

知事は、推薦のあった者について、農業士の称号を付与することの適否を、次の基準に基づき書類により審査する。なお、審査に当たっては、毎年度開催する「北海道指導農業士・農業士制度推進会議」（以下「推進会議」という。）において有識者等の意見を聞くものとする。

１　経営改善計画等に基づき経営改善の活動及び実績が顕著であるとともに、経営記録、経営目標等が明確にされていること。

２　人格識見ともに優れ、指導性と協調性に富み、意欲的に農業に従事するとともに地域活動にも積極的に参加し、指導・協力を行っていると認められること。

第６　認　　定

知事は、推進会議における意見を踏まえ、適当と認める者を農業士として認定するとともに、認定証（別記第３号様式）を交付する。

第７　認定の期間

１　農業士の認定期間は、認定の日から満５０歳の誕生日に属する年度終了日までとする。

ただし、満５０歳の誕生日に属する年度終了日までに、当該日以降も農業士としての活動を継続したい旨の申し出があった場合は、この限りでない。

なお、本項の規定は、平成２３年度以前の認定者については適用しない。

２　農業士の認定期間中に指導農業士として認定された場合は、指導農業士に認定されたときをもって、農業士の認定期間は終了したものとみなす。

第８ 認定の解除

知事は、農業士が次に掲げる事項に該当する場合は、推進会議において有識者等の意見を聞いた上で、認定を解除することができる。

１　離農又は死亡した場合
２　社会的、道義的に農業士としてふさわしくない行為があった場合
３　健康上の理由等により、農業士から辞退届の提出があった場合

第９　認定後の措置

知事は、農業士の資質向上を図るため、研修の実施や農政関係情報の提供を行うなど、関係機関・団体との連携の上、その活動の助長に務めるものとする。

第10　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成２８年６月１６日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年１月１２日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年３月２６日から施行する。